

## 第29回たつの市農業委員会総会（4月定例会）議事録

令和8年4月27日（月）午前10時から第29回たつの市農業委員会総会（4月定例会）を新館3階301・302会議室において招集した。

出席委員18名

1	三村 誠	2	酒井 幸男	3	森下 長幸	4	松本 有史
5	福田 敏和	6	河井 由一	7	石田 政行	8	八木 正邦
9	松田 泰政	10	井上 昇造	11	水田 達實	12	田淵 大勝
13	岩田きん子	14	井上 親志	15	瀧口 節子	16	真殿 利晴
17	苗村 武大	18	猪澤 敏一	19	前田喜代和		

事務局の出席者 2名

局長	大野 泰弘	主 幹	井上 吾郎
----	-------	-----	-------

### 1 開 会

○会長（猪澤敏一委員）  
あいさつ（内容省略）

### 2 開会宣告

○議長（猪澤敏一委員）  
只今から第29回たつの市農業委員会総会を開会いたします。  
本日の出席委員数等について、事務局から報告させます。

○事務局（大野泰弘君）

命によりご報告します。本日ただ今の出席委員数は18名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

なお、4番松本有史委員からは欠席の届出を受けております。

たつの市農業委員会会長専決規程により、専決処分した

・農地法第5条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買の届出について

・農地法第18条の規定による合意解約の通知について

を別紙資料として、お手元に配布いたしておりますので、ご熟読の上、ご了承願います。

### 3 会議宣告

#### ○議長（猪澤敏一委員）

これより会議に入ります。

日程第1「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。

たつの市農業委員会会議規則第18条第2項の規定に基づき、3番森下長幸委員、4番松本有史委員欠席のため、5番福田敏和委員にお願いします。

（「はい」との声）

次に、日程第2「議案第188号 非農地証明願の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

#### ○事務局（井上吾郎君）

「議案第188号 非農地証明願の承認について」

農地法第2条に規定する農地ではない旨の証明願が3件出ておりますのでご説明いたします。

1件目の番号1271の願い出地は、揖西町■■■■■■の登記地目・畑、現況は雑種地、面積は6.61㎡でございます。願い出人は、■■■■■■、■■■■■■、昭和45年頃から耕作しておらず、道路高まで土砂が堆積し雑種地の状態で、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、平成16年撮影の空中写真及び地元自治会長の確認書により確認し、雑種地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

2件目の番号1283の願い出地は、揖保川町■■■■■■及び■■■■■■の登記地目・田、現況は宅地及び道路用地、合計面積は98.34㎡でございます。願い出人は、■■■■■■、■■■■■■、■■■■■■については、昭和53年に隣接宅地の建替えの際に宅地造成し、現在に至っており、■■■■■■については、昭和50年代に市道拡幅された際に公衆用道路となり、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、平成16年撮影の空中写真により確認し、宅地及び道路用地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

3件目の番号1286の願い出地は、御津町■■■■の登記地目・田、現況は宅地、面積は25㎡でございます。願い出人は、■■■■、昭和56年頃に農業用倉庫を建築し、現在に至っており、地目を現況にあわせたいとの願い出がありました。

20年以上農地でないことは、平成16年撮影の空中写真及び地元自治会長の確認書により確認し、雑種地であると判断しました。また、担当委員及び事務局職員の調査で、現在も同じ状況であることを確認しましたので、農地に復元することは不可能と判断しました。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので、原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第188号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第3「議案第189号 農地法第3条の規定による所有権移転・売買の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第189号 農地法第3条の規定による所有権移転・売買の承認について」

3条売買の案件が6件出ておりますのでご説明いたします。

1件目の番号1272の申請地は、揖西町■■■■の畑で、面

積は 95 m<sup>2</sup>、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は高齢で市外居住により耕作管理が難しいことから、隣接地に居住している譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、季節野菜を作付けする営農計画をたてており、耕作するために必要な農機具は所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

2 件目の番号 1274 の申請地は、揖西町 [REDACTED] の田で、面積は 504 m<sup>2</sup>、譲受人は、[REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人である [REDACTED] につきましては、農地所有適格法人として申請があり、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件のすべてを満たしています。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

3 件目の番号 1276 の申請地は、揖西町 [REDACTED] の田で、面積は 1,107 m<sup>2</sup>、譲受人は [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、譲渡人は高齢で県外居住により耕作管理が難しいことから、地域で耕作をしている親族である譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今

後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

4 件目の番号 1277 の申請地は、揖西町 [redacted] 及び [redacted] の田で、合計面積は 1,321 m<sup>2</sup>、譲受人は [redacted]、譲渡人は [redacted]、譲渡人は高齢で町外居住により耕作管理が難しいことから、地域で果樹畑をしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、引き続き果樹畑として利用する営農計画をたてており、耕作するために必要な農機具は所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

5 件目の番号 1278 の申請地は、揖西町 [redacted]、[redacted] 及び [redacted] の田で、合計面積は 3,501 m<sup>2</sup>、譲受人は [redacted]、譲渡人は [redacted]、譲渡人は高齢で耕作管理が難しいことから、地域で耕作面積を増やしたいと考えていた譲受人に農地を譲り渡すことで合意に至ったものでございます。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

6 件目の番号 1280 の申請地は、新宮町 [redacted] の田で、面積は 2,118 m<sup>2</sup>、譲受人は [redacted]、譲渡人は [redacted]、譲受人が以前から苗代として耕作管理していた農地について、譲渡人と

農地を売買することで合意に至ったものでございます。

譲受人である[ ]につきましても、農地所有適格法人として申請があり、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件のすべてを満たしています。

譲受人が取得後のすべての農地を利用するかどうかですが、譲受人は、地域で耕作しており、必要な農機具も所有しているため、今後、農地を効率的に利用するものと見込まれます。

最後に、周辺の農地や耕作への影響ですが、地域の慣例に従い耕作しますので、周囲の耕作に影響を及ぼすおそれはないと認められます。

よって、いずれも農地法第3条第2項の不許可の要件に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり承認することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第189号」は、原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第4「議案第190号 農地法第3条の規定による所有権移転・贈与の承認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第190号 農地法第3条の規定による所有権移転・贈与の承認について」

3条贈与の案件が3件出ておりますので、ご説明いたします。

1件目の番号1275の申請地は揖西町[ ]の田で、面積は214㎡、譲受人は[ ]、譲渡人は[ ]





転用の妨げとなる権利設定はありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処することですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、農地法第4条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第191号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第6「議案第192号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第192号 農地法第5条の規定による使用目的変更及び使用貸借権設定に対する意見について」

5条使用貸借権設定の案件が1件でしておりますので、ご説明いたします。

番号1270の申請地は、神岡町■■■■■■の田で、面積は399㎡、農地区分は、集団性のある農地である第1種農地（1-（1））ですが、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設であり、例外的許可事由（⑤-5）に該当すると判断します。

申請人は、借受人が [REDACTED]、貸出人は [REDACTED]、転用目的は、父である貸出人が所有する土地を使用貸借し、戸建住宅を建築するものでございます。

土地の造成期間は許可後から 60 日間、住宅の建設期間は造成後から 150 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄う予定であり、金融機関の事前審査結果及び父からの資金援助により、必要な資金が準備できることを確認しました。

建築許可等については申請中ではありますが、転用の妨げとなる権利設定や、他の法令による手続きも必要ありませんので、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、農地法第 5 条第 2 項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第 192 号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第 7「議案第 193 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」を議題いたします。

それでは、事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 193 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更及び所有権移転・売買に対する意見について」

5 条所有権移転・売買の案件が 2 件でしておりますので、ご説明いたします。

1 件目の番号 1282 の申請地は、揖保町 [REDACTED] の登記地目：宅地、現況：畑で、面積は 362.31 m<sup>2</sup>のうち 322.31 m<sup>2</sup>、農地区分は、集団性のある農地である第 1 種農地（1－（1））ですが、集落に接続して設置される日常生活上必要な施設であり、例外的許可事由（⑤－5）に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、転用目的は、露天駐車場、露天資材置場及び通行路にするものでございます。

土地の造成期間は許可日から 45 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、許可後は計画どおり転用するものと見込まれます。

周辺営農への影響については、隣接農地はなく、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

2 件目の番号 1287 の申請地は、誉田町 [REDACTED] の田で、面積は 955 m<sup>2</sup>、農地区分は、公共施設等から至近距離（おおむね 300m 以内）である第 3 種農地（3－（2））に該当すると判断します。

申請人は、譲受人が [REDACTED]、譲渡人は [REDACTED]、転用目的は、売電の為の太陽光発電設備の設置です。

土地の造成期間は許可後から 30 日間、施設の建築期間は土地の整地後から 30 日間となっております。

必要な資金は自己資金で賄いますので、金融機関の残高証明書で必要な資金が準備できていることを確認しました。

転用の妨げとなる権利設定や他の法令の制限はなく、太陽光設備の認定を受けていますので、許可後は計画どおり転用するものと見

込まれます。

周辺営農への影響については、周囲の同意を得ており、万が一被害が発生した場合は善処するとのことですので、周囲の営農に支障はないものと考えます。

よって、いずれも農地法第5条第2項の不許可の事項に該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないので原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認め、「議案第193号」は原案のとおり許可相当として意見を付して進達することに決しました。

次に、日程第8「議案第194号 農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第194号 農用地利用集積等促進計画案に係る農業委員会の意見聴取について」

農用地利用集積等促進計画作成で貸借権等を設定する場合、本促進計画案を農地中間管理機構の地域審査会で諮るとともに、市農業委員会に諮り意見書を附して回答することとなっております。最終的には、農地中間管理機構において促進計画の決定後、市へ認可申請があり、市が公告することになります。

今回は、貸借権等の設定にあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、市長から農業委員会へ意見を求められているものでございます。

なお、農用地利用集積等促進計画により、貸借権の設定を行うの

は、全 53 筆、設定面積の合計は 59,875 m<sup>2</sup>でございます。

貸借権の設定を受けようとするものにつきましては、耕作等の事業に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、農作業に常時従事するものと認められるため、いずれも支障はなく、異議はないものと考えます。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（会長）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので「異議なし」と回答することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 194 号」は「異議なし」と回答することに決しました。

次に、日程第 9「議案第 195 号 たつの市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 195 号 たつの市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の修正について」

農地等の利用の最適化の推進に関する指針につきましては、令和 5 年 4 月 1 日施行の改正農業委員会法に基づき、すべての農業委員会において定めなければならないこととされております。

たつの市農業委員会におきましては、平成 30 年 2 月に指針を制定しており、以降、概ね 3 年毎に見直しをおこなっております。前回は、令和 5 年 4 月 1 日に修正し、概ね 3 年を経過したことから、この度、修正を行うものでございます。

修正点につきましては、農業委員会に関する法律第 7 条第 1 項の規定に基づき、具体的な目標、推進方法及び目標の達成状況等に対

する評価方法を示すにあたり、それぞれの目標における現状値及び目標値について、時点修正を行っております。

詳しくは別添の資料をご清覧ください。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありますか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので原案のとおり決定することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 195 号」は原案のとおり決定することに決しました。

次に、日程第 10 及び第 11 「議案第 196 号及び第 197 号「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」及び「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等」の決定について」を議題といたします。

事務局に議案を朗読させ、説明させます。

○事務局（井上吾郎君）

「議案第 196 号及び第 197 号「令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」及び「令和 8 年度最適化活動の目標の設定等」の決定について」

農業委員会のあるべき姿と外部に向けた積極的な日常活動を示すため、毎年、前年度の活動に対する点検・評価と今年度の目標と活動計画の作成を行っています。

決定したものは、事務局窓口とホームページで公表しますので、委員の日常活動を積極的に外部に示されるよう御協力をお願いします。

以上で、事務局からの説明を終わらせていただきます。

○議長（猪澤敏一委員）

議案の朗読及び説明は終わりました。ご質疑等ご発言はありませんか。

（「なし」の声あり。）

ご発言がないので原案のとおり決定することに決してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

ご異議なしと認め、「議案第 196 号」及び「議案第 197 号」は原案のとおり決定することに決しました。

#### 4 閉会宣告

○議長（猪澤敏一委員）

以上で本日の議事は、全部終了しました。これをもって、本日の定例会を閉じます。

閉会宣告 午前 10 時 30 分

たつの市農業委員会会議規則第 18 条第 2 項の規定により署名する。

令和 8 年 4 月 2 7 日

たつの市農業委員会議長  
( 会 長 )

議事録署名委員  
(3 番 森下長幸委員)

議事録署名委員  
(5 番 福田敏和委員)